

公定規格等の改正に伴い
更新申請書の記載方法が変更になります

申請年月日が令和 3 年12月 1 日以降の更新申請書については、公定規格等の改正に伴い、多くの肥料の種類において、記載方法が変更となりますので、ご注意ください。

対象となる肥料 ①～④

① 生産工程の概要や材料の記載をする肥料

記載例Ⅰへ

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条が改正されたことに伴い、記載する号が変わります。

② 肥料の種類名が変わる肥料

記載例Ⅱへ

■ 規格の統合等により肥料の種類名が変わるもの

更新後は旧種類名は使用できませんので、必ず新種類名により更新申請してください。

旧種類名	新種類名
熔成汚泥灰けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガ ン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガ ン肥料、液体微量要素複合肥料	液状肥料
熔成汚泥灰複合肥料	熔成複合肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料

■ 新たな規格へ移行することにより肥料の種類名が変わるもの

旧種類名の肥料のうち、新たな肥料の種類の規格に適合するものは、申請者の希望で更新により新たな規格に変更できます。

旧種類名	新種類名
化成肥料の一部	りん酸アンモニア
	硝酸加里
	りん酸加里

新種類名に移行を希望しない場合は、化成肥料のままで更新することもできます。

③ 肥料の種類名が変わる肥料を原料とする肥料

記載例Ⅲへ

②の肥料の種類名が変わる肥料を原料に記載している場合は、生産工程の概要等に記載された肥料の種類名を新種類名に変更しなければなりません。

④ 原料規格に定められた原料を使用する肥料

記載例Ⅳへ

改正後の種類名が以下に該当する場合、若しくは、それ以外の肥料で種類名が以下に該当する肥料を原料として使用する場合には、使用される原料についての規格が定められたことに伴い、生産工程の記載方法が変わります。

(1) 多様な原料が使用され、主成分及び有害成分の規格のみでは品質の確保が困難な肥料
魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料（原料規格の原料を使用したもの）、吸着複合肥料（原料規格の原料を使用したもの）、家庭園芸用複合肥料（原料規格の原料を使用したもの）及び化成肥料（原料規格の原料を使用したもの）
(2) 多様な原料が使用され、銘柄ごとの主成分が著しく異なり、植物にとっての有害成分を含有するおそれが高い肥料
汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物

記載例 I ① 生産工程の概要や材料を記載する肥料

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条が改正され、第1号から第5号までの規定となりました。
また、（材料の種類及び名称並びに使用量）については、第4号の欄に記載します。

肥料登録有効期間更新申請書

令和3年12月1日

農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

1 登録番号 生第〇〇〇〇〇〇号

2 登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 氏名及び住所 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇

4 肥料の種類 硫酸アンモニア

5 肥料の名称 20.5 硫酸アンモニア

6 保証成分量その他の規格
 保証成分量（%） アンモニア性窒素 20.5
 その他の規格 含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。

7 生産する事業場の名称及び所在地
 〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇

8 保管する施設の所在地
 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇

9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項

第1号（生産工程の概要）

アンモニア

硫酸

反応

乾燥

製品

固結防止材

第2号

該当なし。

第3号

該当なし。

第4号（材料の種類及び名称並びに使用量）

固結防止材として、ゼオライトを製品重量当たり0.5%以下使用する。

第5号

該当なし。

新たな公定規格の適用

新たな公定規格による記載を行うのは、令和3年12月1日以降の申請年月日のものからです。

施行規則第4条の記載

令和3年12月1日から施行される「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」（昭和25年農林省令第64号。以下「施行規則」という。）第4条は、第1号から第5号となります。

材料の記載箇所

（材料の種類及び名称並びに使用量）は、施行規則第4条第4号に記載することになります。

※赤下線は変更点です。実際に提出する申請書には、赤下線は不要です。

参考

「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）」の欄に生産工程の概要の記載をしなければならない肥料

硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、混合窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、鉍さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、加工家きんふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）、液状肥料（原料規格の原料を使用しないもの）、吸着複合肥料（原料規格の原料を使用しないもの）、家庭園芸用複合肥料（原料規格の原料を使用しないもの）、りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料（原料規格の原料を使用しないもの）、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合汚泥複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉍さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉍さいマンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料

「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件」（昭和59年農林水産省告示第698号）

原料規格に定められた原料を使用する肥料は、別の欄に生産工程の概要等を記載します。記載例IVをご参照ください。

② 肥料の種類名が変わる肥料

新たな公定規格の適用

肥料の種類名

生産工程の概要

 原料規格に定められた原料を使用する場合は、記載例Ⅳを参照してください。

令和3年12月1日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

記

- ```

graph LR
 A[硝酸苦土肥料] --> D[攪拌]
 B[硝酸石灰] --> D
 C[水] --> D
 D --> E[計量]
 E --> F[製品]

```

第2号

該当なし。

第3号

該当なし。

**第4号（材料の種類、名称及び使用量）**

該当なし。

第5号

該当なし。

※赤下線は変更点です。実際に提出する申請書には、赤下線は不要です。

新たな公定規格の適用

新たな公定規格による記載を行うのは、令和3年12月1日以降の申請年月日のものからです。

肥料登録有効期間更新申請書

令和3年12月1日

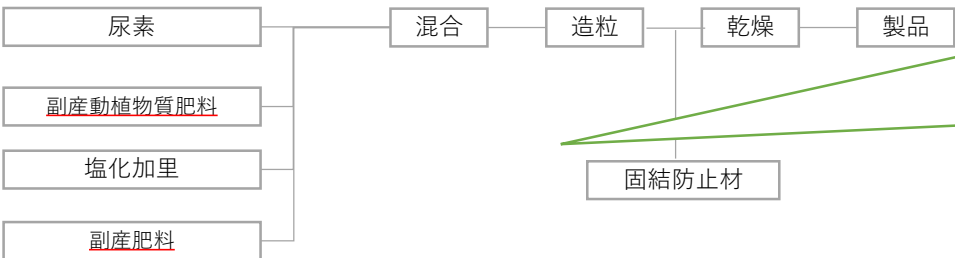
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○県○○市○○町○番地○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 生第○○○○○号
- 2 登録年月日 平成○○年○○月○○日
- 3 氏名及び住所 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
○○県○○市○○町○番地○
- 4 肥料の種類 化成肥料
- 5 肥料の名称 くみあい有機入り1号
- 6 保証成分量その他の規格
- |           |        |      |
|-----------|--------|------|
| 保証成分量 (%) | 窒素全量   | 10.0 |
|           | 加里全量   | 7.0  |
|           | 内水溶性加里 | 6.8  |
- その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。
- 7 生産する事業場の名称及び所在地  
○○○○株式会社 ○○工場  
○○県○○市○○町○番地○
- 8 保管する施設の所在地  
○○県○○市○○町○番地○
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項  
第1号（生産工程の概要）



備考：1 副産動植物質肥料は、○○○○株式会社の△△県登録第000号「副産植物質肥料A」を使用する。又は、これに類似するものを使用する。  
2 副産肥料は、自社の生第0000号「副産複合肥料B号」の原料液を使用する。

- 第2号 該当なし。
- 第3号 該当なし。
- 第4号（材料の種類、名称及び使用量）  
固結防止材として珪藻土を製品重量当たり5%以下使用する。
- 第5号 該当なし。

※赤下線は変更点です。実際に提出する申請書には、赤下線は不要です。

新たな肥料の種類名

原料として使用した肥料についても、新たな公定規格で定められた肥料の種類名を記載します。

また、肥料の種類名を引用している部分についても、新たな公定規格で定められた肥料の種類名を記載します。

個別の銘柄等を原料に使用する旨の記載についても、当該銘柄が新たな肥料の種類名に更新されたかのいかんにかかわらず、新たな公定規格で定められた肥料の種類名を記載します。



Q&A



1

Q1 生産工程の概要の記載において、備考に「化成肥料はりん安を使用する」と記載している場合がありますが、今後、化成肥料又はりん酸アンモニアのいずれをどのように記載するのでしょうか。

A1 備考に「化成肥料はりん安を使用する」と記載していたものについては、りん酸アンモニアの規格に適合することが確認された場合は、生産工程中において「りん酸アンモニア」と記載し、備考への記載は不要です。



2

Q2 生産工程の概要の記載において、備考に「りん酸一加里は化成肥料の公定規格を満たすものである」と記載のあるものは、今後どのように記載するのでしょうか。

A1 りん酸加里の公定規格に適合することが確認された場合は、生産工程の概要に「りん酸加里」と記載し、（備考）への記載は不要です。



## 新たな公定規格の適用

新たな公定規格による記載を行うのは、令和3年12月1日以降の申請年月日のものからです。

## その他の規格

原料規格に定められた原料を使用する  
肥料については、「使用される原料、  
含有を許される有害成分の最大量及び  
その他の制限事項は、公定規格のとお  
り。」と記載してください。

## 生産工程の概要

原料規格に定められた原料を使用する  
肥料の生産工程の概要は、**施行規則第  
4条第2号に記載**します。

## 原料規格への適合性

原料規格に定められた原料について、  
原料規格への適合性が確認できる事項  
(入手先、原料の生産工程、該当する  
原料規格等)を記載します。

| 肥料登録有効期間更新申請書                                                                                                                                                                                                              |                                                                                               | 令和3年12月1日                                |      |      |    |    |      |       |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------|------|----|----|------|-------|---|
| 農林水産大臣                                                                                                                                                                                                                     | 〇〇 〇〇 殿                                                                                       | 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇<br>〇〇〇〇株式会社<br>代表取締役 〇〇 〇〇 |      |      |    |    |      |       |   |
| 下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。                                                                                                                                                     |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 記                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 1 登録番号                                                                                                                                                                                                                     | 生第〇〇〇〇〇号                                                                                      |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 2 登録年月日                                                                                                                                                                                                                    | 平成〇〇年〇〇月〇〇日                                                                                   |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 3 氏名及び住所                                                                                                                                                                                                                   | 〇〇〇〇株式会社<br>代表取締役 〇〇 〇〇<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇                                                      |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 4 肥料の種類                                                                                                                                                                                                                    | 液状肥料                                                                                          |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 5 肥料の名称                                                                                                                                                                                                                    | 液状肥料1号                                                                                        |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 6 保証成分量その他の規格                                                                                                                                                                                                              | 保証成分量(%) 硝酸性窒素 6.5<br>水溶性苦土 1.5<br>その他の規格 <u>使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。</u> |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 7 生産する事業場の名称及び所在地                                                                                                                                                                                                          | 〇〇〇〇株式会社 〇〇工場<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇                                                                |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 8 保管する施設の所在地                                                                                                                                                                                                               | 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇                                                                                 |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項                                                                                                                                                                                           | 第1号<br><u>該当なし。</u>                                                                           |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 第2号（ <u>使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要</u> ）                                                                                                                                                                           |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| <table><tr><td>りん酸液</td><td rowspan="4">混合溶解</td><td rowspan="4">ろ過</td><td rowspan="4">製品</td></tr><tr><td>塩化加里</td></tr><tr><td>沈殿防止材</td></tr><tr><td>水</td></tr></table> <p>「りん酸液」は、肥料ではないため、原料規格への適合性の確認が必要になります。</p> |                                                                                               |                                          | りん酸液 | 混合溶解 | ろ過 | 製品 | 塩化加里 | 沈殿防止材 | 水 |
| りん酸液                                                                                                                                                                                                                       | 混合溶解                                                                                          | ろ過                                       | 製品   |      |    |    |      |       |   |
| 塩化加里                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 沈殿防止材                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 水                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 備考：1                                                                                                                                                                                                                       | <u>りん酸液は、〇〇社で生産された工業用りん酸であり、原料規格第2中6のイの項に該当する。</u>                                            |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 第3号<br>該当なし。                                                                                                                                                                                                               |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 第4号（ <u>材料の種類、名称及び使用量</u> ）<br>沈殿防止材として、クエン酸を製品重量当たり5%以下使用する。                                                                                                                                                              |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |
| 第5号<br>該当なし。                                                                                                                                                                                                               |                                                                                               |                                          |      |      |    |    |      |       |   |

※赤下線は変更点です。実際に提出する申請書には、赤下線は不要です。

新たな公定規格の適用

新たな公定規格による記載を行うのは、令和3年12月1日以降の申請年月日のものからです。

肥料の種類名

これまでし尿汚泥肥料、下水汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、焼成汚泥肥料であった肥料は、肥料の種類を「汚泥肥料」にします。

その他の規格

原料規格に定められた原料を使用する肥料については、「使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

原料の使用割合等

これまでし尿汚泥肥料、下水汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、焼成汚泥肥料であった肥料の原料の使用割合等は、施行規則第4条第2号に記載していましたが、今後は、第3号に記載します。

原料の名称

汚泥肥料の生産工程等を記載する際、登録を受けている汚泥肥料を原料とする場合は、令和3年12月1日より前の肥料の種類名（し尿汚泥肥料、下水汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、焼成汚泥肥料）で記載し、それ以外の汚泥を原料とする場合は、原料規格第3の原料の種類名（下水汚泥、し尿汚泥、工業汚泥、焼成汚泥）でも記載できます。（例えば、下水汚泥のみを原料とする下水汚泥肥料は「下水汚泥」と書くこともできます。）

原料規格への適合性

原料規格に定められた原料について、原料規格への適合性が確認できる事項（入手先、原料の生産工程、該当する原料規格等）を記載します。

肥料登録有効期間更新申請書

令和3年12月1日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○県○○市○○町○番地○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

1 登録番号 生第○○○○○号

2 登録年月日 平成○○年○○月○○日

3 氏名及び住所 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
○○県○○市○○町○番地○

4 肥料の種類 汚泥肥料

5 肥料の名称 汚泥肥料1号

6 使用される原料その他の規格

使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。

7 生産する事業場の名称及び所在地  
○○○○株式会社 ○○工場  
○○県○○市○○町○番地○

8 保管する施設の所在地  
○○県○○市○○町○番地○

9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項  
第1号

該当なし。

第2号

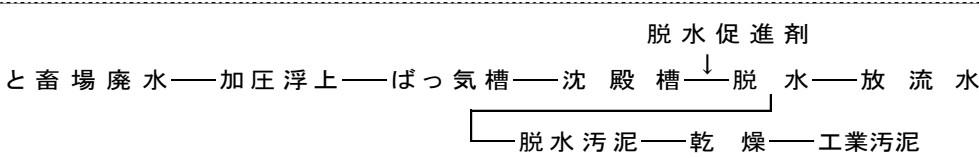
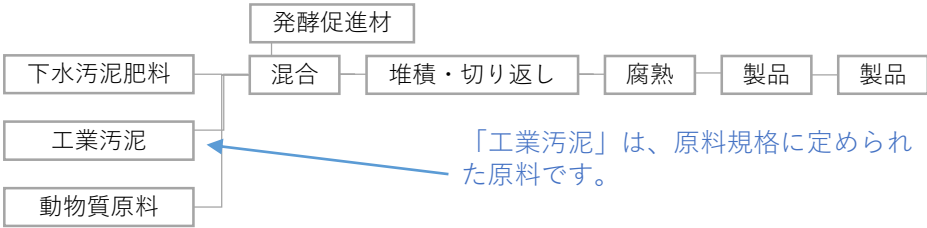
該当なし。

第3号（原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要）

（1）原料の使用割合

|            | 使用割合 |
|------------|------|
| 下水汚泥肥料     | 10%  |
| 工業汚泥       | 60%  |
| 動物質原料（豚ふん） | 30%  |

（2）原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



- 備考：1 下水汚泥肥料は、○○社生産登録の生第0000号「○○」である。  
2 工業汚泥は、○○と畜場から生じる汚泥を濃縮・乾燥したものであり、○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、○会社○事業場は製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けており、原料規格第3中3の口の項に掲げる工業汚泥に該当する。  
3 工業汚泥には、脱水促進剤として、○○を製品重量当たり3%以下使用する。  
4 堆積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

発酵促進材として、パチルス菌を製品重量当たり0.1%以下使用する。

第5号

該当なし。

※赤下線は変更点です。実際に提出する申請書には、赤下線は不要です。